

「第51回国民大会」に代えて

新しい憲法をつくる国民会議
(=自主憲法制定国民会議)
会長 清原淳平

謹啓 花紅柳緑の候ながら、いまは、新型コロナウイルス感染爆発の重大局面。真に憂慮に堪えません。当国民会議では、昨年秋の抽選にて新宿区内大ホール(公会堂)が確保できたので、早速に準備を進め、さらに、新年早々、国民大会行事の恒例となっている「憲法改正(改憲)川柳」全国公募を行い、〆切日の3月25日までに、今年も全国・都道府県から、3000句近い御応募をいただきました。

そこで、選考委員による厳正なる審査を行い、その中から200句ほどを入選句とし、さらにその中から6~7句を選び優秀句として、本年5月3日の国民大会には例年どおり、正面壇上にその7句を墨筆大書して掲げ、表彰するべく作業に入っておりました。

ところが、2月の下旬に新型コロナウイルスの「オーバーシュート(爆発的感染)」を阻止するために、集会等の自粛要請がありましたので、それに従うべく、今年の大会は、観衆を入れず、事務局と実行委員数名によって、上記「改憲川柳」優秀作7句を壇上に掲げ、その写真を撮って、記録にだけは残す、という方式を考え、集会場の管理室から「それなら結構です」との了承を得たので、その準備を進めていたところ、4月7日19時、御承知のように、安倍内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が出され、都知事からも、集会に対して強い自粛要請がありました。それを受けて、翌8日には、新宿区から集会場を閉鎖する旨の通知が届くにいたり、5月3日の国民大会の開催は、断念せざるを得ませんでした。

そこで、一時は、延期を考えましたが、この新型コロナは、いま世界中に蔓延しており、いつ収まるか予測もつきませんので、今年の国民大会は、中止することにいたしました。

ただ、本年、6回目となる全国公募の「改憲川柳」の入選句発表ならびに優秀作品表彰は、毎年5月3日開催の国民大会にて壇上に掲げ発表するのが慣例となっておりましたが、入選作品集はすでに編集済みなので、その小冊子を入選者並びに当団体会員へ郵送申し上げるとして、その中から選考された6~7句の優秀作品については、例年より小さい用紙になりましたが墨書し、大会議室の一室内に掲げ、写真を撮り、それを、上記「入選句・優秀句の発表」小冊子の表紙に掲げることで、公式発表とさせていただきます。したがって、今年の報告資料は、下記の二種類となりますので、ここに、御送付を申し上げます。

◎講話『緊急事態対処規定のない日本国憲法』清原淳平会長の講演予定原稿による・・・2頁

◎今年の『第6回改憲川柳の入選作品集』の発刊。そして優秀作品の写真による発表・・・5頁

その優秀作品を掲げる。その詳細は5頁の「第6回 改憲川柳」の選考とその講評を参照。

〔大賞〕

コロナ風 吹き荒れ気付く やわ憲法!

小林秀夫様(三重県)

〔佳作〕

改憲で いざに備える 危機管理!

灯栗蛾様(三重県)

変わらなけりゃ コロナより怖い 飛翔体!

涯様(大阪府)

九条(窮状)は 新型コロナ より危険!

鳩山様(神奈川県)

国亡に ならないうちに 国防を!

涯様(大阪府)

改憲は 国民の義務 権利です!

いな作様(東京都)



清原淳平会長

新しい憲法をつくる国民会議会長。
岸信介先生が内閣総理大臣の時に、面識を得たご縁もあり、昭和53年秋以降、岸先生が創設ないし創立に関与された4団体の執行役員を務め、今日に至る。その一つが当「自主憲法」国民会議で、40年以上、憲法改正学とその普及活動・国民運動に携わってきている。

詳細経歴は、kiyohara-junpei.jp

まず、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、亡くなられた方々に哀悼の意を表し、病床にある方、これに伴い各種弊害を生じている方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、中国武漢から始まった新型コロナウイルスは、いまや世界中に蔓延して多大の被害を生じており、わが国でも感染爆発の重大局面を迎えている。

その対応について、国内各方面から、先進諸外国に比べて、日本の対応が遅いとか、政府の休業要請に応じたのだから、生活補償をしてくれ等々、いろいろと、問題が噴出してきており、また、それに対して報道ははじめさまざまな意見が出て、意見の対立や論理の混乱が生じている。

そこで、私は、40年以上、法制度理論を重視するドイツをはじめとする「大陸法系の憲法学」を土台とする憲法改正学を続けて来たので、その立場から問題点を整理し、御参考に供することにする。

なお、ここに述べることは、大陸法系憲法学の立場からの論証であって、誰かを批判したり、誰かを擁護するものではなく、学問の見地から出てくるものであることを、最初にお断りしておく。

まず、国民の間からも出ている「政府の対応が遅い」との批判について、結論的に言えば、独立主権国家の憲法には「国家非常(緊急)事態対処規定」があるが、日本国憲法にはない、ということにある。

すなわち、西欧諸国やアジアでも中国憲法や韓国憲法には明文があるので、迅速対処ができるのに、日本国憲法にはないため、迅速対応がむずかしい、という、わが国特有の問題がある。

1) 西欧諸国憲法にはなぜ非常事態規定があるのか

それは、西欧諸国の歴史を研究すると分かり易い。すなわち、ヨーロッパ大陸で、古代にはスパルタやアテネといった都市国家であったが、中世になると、財産と武力を得た人物が、一定の土地を囲い込んで国家を宣言し、そうした専制君主が、その地域内の住民を自己の所有物のごとく酷使するなど、独裁的な政治を行っていた。中世の西欧は、そうした専制君主の圧政に苦しんだ時代である。

そして、やっと近世に入って「人間は本来、生まれながら天から与えられた侵すべからざる基本的人権を有している」という『天賦人権』を説く思想家が現れた。中世の庶民はこの天賦人権思想に力を得て、専制君主に改善を迫ったが、専制君主は、かれらを牢へ入れ、人命を奪い、土地家屋を取り上げるなど圧政を行った。そうした犠牲を経て、庶民は、根気よく君主と交渉し、徐々に、生命・身体の保障、君主の絶対権とされていた立法・行政・司法へ参加することを認めさせる契約(憲法)を作らせることに成功した。つまり、「憲法」は、まず個人の基本的人権尊重という大原則があり、それを制約するには、同じ憲法中に明文があることが条件となった。

2) ドイツ中心の法制度理論について御理解を!

学問上、西欧でも、イギリスは裁判例を重視する「英米法系」だが、ドイツを初めとする大陸諸国は法制度理論を重視する「大陸法系」であり、ドイツは、国王と契約(憲法)を結び、立法・行政・司法に逐次、国民を参加させた代表的な国の一つである。

日本も、1871(明治4)年、岩倉具視ら明治

の元勳が欧米へ出向き、その結果、このプロイセン帝国憲法を特に参考にして、明治憲法を案文した。

しかし、このプロイセン帝国も第一次世界大戦に敗れ、帝政は崩壊し、ドイツ国民は共和制として、1919年「ワイマール憲法」を制定した。この憲法は民主主義憲法の模範とされたが、ヒットラーの出現により、その権限をヒットラーに移譲したが、そのヒットラー政権も第2次世界大戦に敗れ、勝者連合国は、敗戦国ドイツにヒットラー憲法の改正を要求した。ドイツは、1907年制定の国際条約・「陸戦の法規慣例に関する条約」(＝ハーグ条約)の「占領下で法制改革の不可」規定に反するとして拒否したが、連合国の圧力でやむなく、それでは、「占領下での基本法」として、連合国案を承認した。

そして、ドイツは、連合国との講和条約の発効により独立国(1955年5月)となるや、「独立主権国家となったからには、自分の国は自分で護る」のは当然として再軍備し、また、基本的人権の大原則を掲げて、国家は平時ばかりではなく非常時もあるので、「国家非常事態対処規定」を憲法に置くのも当然として、独立主権国家に相応しく、その「基本法」を改正してきた。

私はかつて、ドイツ基本法を調べてみて驚いた。ドイツ連邦共和国憲法には、まず最初の第1章が、「基本権」であり、そこに各基本的人権が15カ条並び、第16条〔基本権の喪失〕、第17条〔基本権の制限〕規定があり、さらにその第80条以降に、その国家非常事態の際に、対処すべき事項が細かく記されているからであった。筆者は、ここまで詳しく憲法に書かないでも、法律に委任すればよいのと思ったが、そこは、法理論に厳格なドイツなので、「基本的人権の大原則」を制約することは、重要なことだから、同じ基本法(憲法)の中に書くべきだというのが、その考え方であると気づいた。

したがって、今回の新型コロナウイルス大感染の場合、ドイツはそうした各種の国家非常事態について、憲法たる基本法に細かく書いてあるだけに、その下の法整備と具体的準備も出来ており、医療体制の準備もあって、欧米諸国の中でも、感染者に対する死亡率が、ぐんと低くなっている。

3)「非常事態対処規定」と「上位法・下位法の原則」

上述の近代憲法理論からすれば、独立主権国家であれば、大原則である基本的人権尊重主義を制約するには、同じ憲法の中に「非常(ないし緊急)事態対処規定」を置くことが、原則と考えられている。

それには、ことの重要性のほかに、「上位法・下位法の原則」が働く。それは、法制度には(いま国際法はおくとして)国内法では、憲法⇒法律⇒内閣の政令⇒自治体の条例、という具合に、最上位の憲法の下にそれぞれ位の下のものがある。そうしないと法制度が保たれないからである。

この理論からすれば、上位たる憲法に根拠規定がないのに、法律で作ることは出来ないことになる。それからすると、平成24年、野田政権時代、インフルエンザが猛威を奮った時、法律第31号で「新型インフルエンザ特別措置法」を作って対処したのも、憲法の「基本的人権の大原則」を多少なりとも制約した点で、「上位法・下位法の原則」に反すると言え、今回のコロナ対策に当たり、その特措法を補正・適用したのも、上位の憲法に規定がないのに、法律を作った点で、法理論上、違憲の疑いがある。

4)「国家非常事態」にはどういふ場合があるか?

西欧では、中世の専制君主国家間での争い・殺し合いがあり、近世・近代に到っても、より規模の大きい戦争が継続して、国民としては、戦争こそ最高の非常事態であったので、憲法に「国家非常事態」として、他国との戦争や内乱を挙げる場合が多い。

しかし、現代憲法には、対外戦争や内乱だけでなく、大台風、火山噴火などの自然大災害、次いで産業興隆に伴い石油精製工場・原子力発電所の爆発事故も加わり、さらにペストなどの疫病も認識される。

特に日本などは、地球環境上、昔から、大地震や大津波、火山噴火、大台風・洪水等々、自然災害が多く、諸外国より「国家非常事態」要素が多い。その「国家非常事態」の多い日本なのに、その憲法に「国家非常事態対処規定」がないのを警告したい。

5)現憲法に何故「非常事態規定」がないのか?

いわゆる明治憲法には、その第8条に「・・・ソノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ・・・勅令ヲ発ス」とあり、そのあとに「・・・財政上必要ナ処分ヲ為ス

コトヲ得」との規定があったが、現行憲法にはない。

日本の敗戦・降伏により、日本を占領・統治した連合国軍総司令官マッカーサー元帥は、戦勝国政府が求めた天皇制廃止をすれば、日本人は女性や子供まで立ち上がり、自分の統治は失敗すると考え、そこで、天皇制を残し、国会・内閣・裁判所も残し、その上に立って間接統治する方法を選んだ。

そして、結局、連合国軍総司令部(GHQ)の職員の中から選抜した職員による「日本国憲法起草委員会」に起案させた現行憲法は、戦争放棄であり、「国家非常事態対処規定」も置かせなかった。それは、占領下の日本の主権者は自分であり、外敵が日本を攻撃すれば、それは、マ元帥が米軍を率いて対処する(朝鮮戦争勃発の場合は正にそうした)。また、自然災害として、昭和22年に大台風が関東・東北地方を襲い、死者・行方不明合計2000人に及んだが、その救済についても、日本人任せにせずマ元帥をはじめ、米軍がその総指揮を執っている。

つまり、マ元帥は、昭和21年の1月30日に、戦勝国政府の代表「極東委員会」メンバーに対し、「やがて出来上がる日本国憲法は、日本人自身が作成したと思わせる方策をとる」と述べているように、現行日本国憲法は、実は、マ元帥による日本統治を成功させるための「占領政策憲法」である。

したがって、マ元帥は、占領下の日本は、独立主権国家ではないのだから、第9条に、①武力行使の永久放棄、②陸海空軍の不保持、③(国際法上独立国には認められる)交戦権否認、という3原則を科した。また大台風による大災害が発生した場合にも、当然のこととして占領軍が総指揮を執っている。つまり、日本国憲法は非独立国憲法の体裁である。

6)「非常(緊急)事態宣言」の意味するもの!

次に「緊急事態宣言」と「国の補償責任」に入る。今回の新型コロナウイルス対策にしても、日本ではその意味が分かっていないようなので、解説する。

上述したように、ドイツを初めとした法制度理論に立てば、基本的人権は西欧人が苦勞して勝ち取った大原則であるが、しかし、国家には、平時ばかりではなく、既述したようにさまざまな非常時もある。

その場合、日本国憲法のように、憲法内に基本的

人権規定はあるが、「国家非常事態対処規定」がなく、したがって「国家非常事態宣言規定」もない場合、上述の「大陸法系の法理論」からすると、どうなるか、を考えてみていただきたい。

ドイツ基本法に遡らないでも、日本国憲法にもその第11条に「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、「基本的人権尊重の大原則」が掲げられており、それ以降には、「生命・身体の自由」とか「集会・結社・表現の自由」とか「居住・移転・職業選択の自由」等々の保障規定が、列記されている。しかも、第17条〔国及び地方公共団体の賠償責任〕には、国家の指示により、損害を受けた国民は「その賠償を求めることができる。」と明記されている。

つまり、西欧の法制度理論からすれば、国及び地方公共団体が、国民に、集会を制約し、住居から出るなどか、営業停止を指示した場合には、相当額を補償するのが原則なので、国側の負担は大きい。

そこで、ドイツなど大陸法理論では、そのため、国家(行政府)の長が、まず「国家非常事態宣言」を発する。その意味は、国民全体の利益のため必要なのだから、国民も、全額補償といわないで、協力金程度で我慢してほしいという、約束事なのである。

そして、諸国憲法では、非常事態の状況に応じて、行政府の長は、不要不急の出歩き禁止令や一定の都市からの出入り禁止命令を発することが出来、その違反者に対し拘束したり罰金を科すこともできる。

しかし、日本国憲法には、「国家非常事態規定」もなければ、「国家非常事態宣言規定」もない。そこで、国側は、自粛要請のお願いをするしかない。もし、家から出たり、営業停止令に従わない場合に、逮捕だ罰金だとしたら、国民から、損害賠償の訴訟を起こされても仕方がない。日本も、独立主権国家だというなら、私が昔から書いているように、改憲して「国家非常事態対処規定」を明記すべきである。

なお今回、国は憲法に規定なしに、特措法により「緊急事態宣言」を出し、それも各自治体に権限移譲の感があるが、諸外国では、非常時の内乱などを恐れ、行政府の長の専権事項なので、付言しておく。



△ 今年の国民大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、空き室に、優秀句だけを掲げた

はじめに(冒頭挨拶)

当「新しい憲法をつくる国民会議」(=自主憲法制定国民会議)では、憲法改正は、第96条〔改正の要件・手続〕により、衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、改正案を発議しただけでは足りず、その改正案について国民投票にかけ、国民の過半数の賛成があって初めて、憲法改正が成立するので、国民の皆さまの理解を得るにはどうしたらよいか、を常に考えてきました。

そうした時、平成26年(2014年)の国民大会のあと、ふと、今の世の中は「川柳ばやり」、その時、考えたのは、思えば、川柳は、江戸中期から盛んになったが、それはなぜか?という、江戸前

期に俳人・芭蕉から始まった俳諧(俳句)が季語を必要とし文語調であることなどの制約があるのに対し、川柳は、季語も要らず、口語調でよいことなどから、庶民の人々も取り組みやすく、しかも、人情・滑稽・機知を感じさせ、さらには、多少、幕府への政策批判であっても、幕府も咎めなかったという点で、「川柳」は正に、庶民の声であり意見表明であった、という事実思い当たったわけです。

そこで、翌平成27年の1月から、「憲法改正(改憲)川柳」の全国公募をしたわけです。その結果、全国都道府県から約4千もの川柳の応募があり、それを拝見すると、報道による世論調査が、答えとなる事項を列記し、それに○×を付けるの

に対して、わずか「5、7、5」の短い句の中に、応募者（国民）それぞれの具体的意見が見事に表明されていることが分かり、私は「これだ!」と思ひ、以降、毎年、少しテーマは絞りますが、全国公募してきて、今年は「第6回憲法改正（改憲）川柳」コンクールとなった次第です。

そして、その全国から応募いただいた数千句は、選考委員による厳正審査の上、約200句ほどを入選句として、それを編集して小冊子を作って発表し、その中からさらに、6～7句を優秀句として、毎年5月3日開催の「新しい憲法をつくる国民大会」において、墨筆大書して、公会堂の壇上正面に掲げて表彰し、また、感謝状や賞金などをお渡しする行事を行うことを慣例としてまいりました。

しかし、今年は、御承知のように、予想外の新型コロナウイルスの感染拡大となり、集会の自粛要請もあり、4月7日には、内閣総理大臣より「緊急事態宣言」が出て、それに伴い、翌8日には、東京都・新宿区から、集会場（公会堂）閉鎖の通知があり、今年の国民大会の開催は断念することにしました。

しかし、国民大会恒例の行事の一つである「改憲川柳の入選句・優秀句の発表」は、全国公募に際しての、応募者の方々との契約ですから、これは何としても行う必要があると考え、そこで、3000句近い応募作品につき、選考委員による厳正審査を経た226句を、入選句として、例年通り、それを編集した小冊子は作りしました（これは御送付します）。

問題は、その中からさらに選んだ優秀作品6～7句は、恒例ですと、国民大会の公会堂の壇上正面に掲げて表彰するのですが、今年は、公会堂が閉館なので、どうするか、苦慮しました。

そこで考えたのが、ともかく無人の会議室を借りて、例年よりやや小さくなりましたが、優秀句7句を墨筆大書して掲し、その写真を撮って、当団体会員や入選者へお送りすることで、「公表」とさせていただくことにいたしました。国家非常事態の折、何卒、ご了承のほど、御願ひ申し上げます。

それでは、その優秀句について、以下に、講評をさせていただきます。まず、その写真にある垂幕の向かって、右側の句から順次、講評いたします。

改憲で いざに備える 危機管理！

この句は、ペンネーム「灯栗蛾」様の作品で、

三重県の方の句です。

日本は、もう久しく、尖閣諸島へ中国の航空機や艦船がしばしば接近してきており、また、北朝鮮は日本海やあるいは日本列島越しにミサイルを撃ってきており、国内的には、東北大震災はじめ大台風や大水害など自然大災害に見舞われ、そして、今回は新型コロナウイルスに襲われております。

それらは、ドイツの憲法たる「基本法」においては、外国からの侵略は対外的、疫病などの大災害は国内的、と分けているが、同じく国家非常事態としてその対処条文を置いている。

したがって、日本が外国から軍事的圧力を受けているのも、今回の新型コロナウイルスも、非常事態であり、したがって危機管理であるので、三重県からのこの句は、近年の日本の国情をよく現したものとして、まず、最初に掲げた次第です。

〔大賞〕

コロナ風 吹き荒れ気付く やわ憲法！

この句は、住所は全く異なりますが、同じ三重県からで、小林秀夫様の作品です。

この句は、江戸時代から、川柳が、季語もいらず、口語調でよく、特に「やわ」（弱い、壊れやすい）という「俗語」を使って、この国家非常事態に、「いまの日本国憲法には欠陥がありますよ」と、5、7、5の中に表現した点で、素晴らしいものがあるので、今年の「大賞」とさせていただきます。

変わらなけりゃ コロナより怖い 飛翔体！

この句は、大阪府にお住いの涯様の作品で、もし、北朝鮮の核弾頭付ミサイルが日本に落ちれば、広島や長崎の悲惨さが再現されるわけなので、それは、コロナよりも怖いと言え、「変わらなけりゃ」の俗語も面白く、優秀作品としました。

九条（窮状）は 新型コロナ より危険！

この句は、神奈川県在住の鳩山様の作品で、現憲法の第9条〔戦争放棄〕の内容は、①武力行使の永久放棄 ②陸海空軍の不保持 ③（国際法上、独立主権国家は当然持つとされる）交戦権の否認、の三つですが、この句は、昨今の新型コロナについて、9条と窮状とをかけた点で、良く出来た作品です。

国亡に ならないうちに 国防を！

この句は、二つ前の、大阪の涯様の作品で、過去に、優秀作品に同じ応募者の句が二つ入ったことはなかったのですが、「国亡」と「国防」を対比させた点で、簡にして要を得た機知に富んだ作品として、併せて、優秀作品とさせていただきます。

改憲は 国民の義務 権利です！

この句は、東京都在住のペンネーム「いな作」様の作品で、この原典は、現行憲法第96条〔憲法改正の要件と手続〕に、憲法を改正する手続としては、「衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が発議」するが、「この憲法改正案が成立するためには、その国会の改憲案について、国民投票にかけ、その過半数の賛成を得て、初めて、憲法改正は成立する」との条文を考えられての作品と思います。

国民の皆さんは、小・中・高校などで、その折々、憲法を習われた際、主として、現行憲法第三章〔国民の権利義務〕の章内に並んでいるそれぞれの条項については、ある程度勉強されたでしょうが、この第三章〔国民の権利義務〕から遠く離れた第96条〔憲法改正の要件と手続〕については、学校の先生方が、日本では憲法を改正しないという護憲派が多いし、当面、憲法改正もないだろうから、と考えられたせいも、学校であまり教えて貰っていないようです。

しかし、その後、この憲法改正を実現するために必要な手続法たる『国民投票法』が整備され、次第に憲法改正も現実化するようになってきました。

この優秀句は、一般の法律は、国民から選出された国会議員が決めれば、効力を発するのにも、この憲法改正については、国会議員は改正案文を発議するだけで、その発議案を国民投票にかけ、国民の過半数がそれに賛成して初めて、成立し有効となるので、憲法改正についての国民の投票権は、正に、国民の権利であると同時に義務でもあり、それも国家の方向を決する極めて重要な権利であり義務でもある、

ということを理解されている点で、この方は、よく勉強されているということで、優秀句とし、締めくくりとして、6本の垂れ幕の最後に飾った次第です。

さて、それでは最後に、横額に掲げた句について、御説明しましょう。

平成を 経て令和こそ 改憲を！

この句については、最初にお断りしておくことがあります。これまで5回の国民大会では、この横額も、すべて、全国公募の句から選びました。しかし、今年も、いろいろと搜したのですが、どうも、適当な句が見当たりません。

そこで、今回は、申し訳ありませんが、私、清原が作句させていただきました。

垂れ幕の6本は、上記に講評しましたように、正に「川柳」の粋を現していますが、横額の場合は、川柳というよりは、どうしてもスローガンのようになりますので、そこで、当団体として、平成時代になんとか改憲を、と努力したのですが、残念ながら、国会(衆参)の憲法審査会で、なかなか審議に入れず、遂に、令和の時代に入りましたので、令和の時代こそは、という悲壮な願いを込めて、今回は、私が、作句させていただきました。

終わりに！

ともかく、川柳は、冒頭に申しましたように、江戸時代に、庶民の声として考え出され、当時の時代の空気を現在でも知ることができる貴重な文化ですが、それは、現代でも変わらない、国民の皆さまの貴重な御意見だ、と思います。

私も当団体の執行部も、一層努力しますが、国民の皆さま、どうか、時代は、日進月歩、今や分進秒歩で進展しているこの世の中で、諸外国が数十回も改正しているのに、日本だけが、憲法改正しないで、やがて亡国となることのないよう、川柳同好の皆さま、どうか、世論を起こして下さい。今後ともご協力のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

新しい憲法をつくる国民会議（＝自主憲法制定国民会議）事務局

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル3階

電話 03-3581-1393 FAX 03-3581-7233

ホームページ <http://atarashii-kenpou.jp>

第50回新しい憲法をつくる国民大会 (=自主憲法制定国民大会)

日 時 令和元年5月3日（憲法記念日）午後1時開始～4時終了
場 所 新宿区立四谷区民ホール9階（東京都新宿区内藤町87番地）
司 会 高津優介・国民大会実行副委員長

第1部 全国公募「改憲川柳」の入選者発表・優秀者を壇上で表彰する

第2部 今年の「新しい憲法をつくる国民大会」の問題点

会長挨拶 現行憲法第八条「皇室財産」法文の見直しを！

清原 淳平 新しい憲法をつくる国民会議会長

国会議員講話（ご都合のつく時間帯を調整した順）

「こうした点を、国民の皆様にご理解をいただきたい！」

▷下村博文先生 衆議院議員・自民党憲法改正推進本部長、元文相

▷中川雅治先生 参議院議員・行政監視委員長、前環境大臣

▷平沢勝栄先生 衆議院議員・自民党憲法改正推進本部事務総長

大会 決議 丸山 隆 国民大会実行委員

第3部 宮廷『雅楽』実演 —— 皇室の御世代り祝して —— 雅悠会

「雅楽とは」と「下の曲目」の解説 中澤信孝 日本雅楽会会長

曲目 管弦 「平調音取」 「越殿楽」 「陪臚」

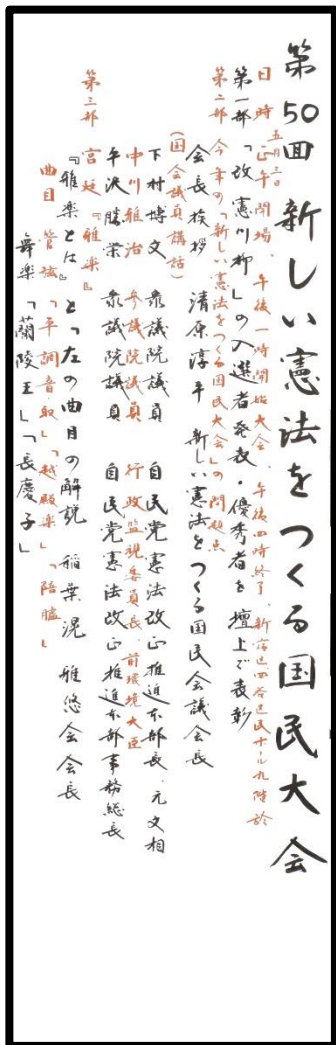
舞楽 「蘭陵王」 「長慶子」

古来から宮廷に伝わる雅楽の実演。この機会にぜひ鑑賞を！

閉会の辞 重田典子 国民会議理事・国民大会実行委員長

万歳三唱 「御皇室万歳」「日本国万歳」

深山明敏 国民会議理事、陸上自衛隊元第三師団長・陸将



第1部 全国公募「改憲川柳」の入選者発表。入賞句を横幕・垂れ幕に掲げ、その前での表彰式風景。



第2部 有力国会議員3名による信念の披瀝がありました。上掲は改憲講話する清原淳平会長。



第3部 御退位に続く天皇陛下の御即位を御祝い申し上げ、管弦3曲、舞楽2曲の宮廷雅楽の実演。